

8 住宅設備改良

じゅうたくせつびかいりょう

(1) 住宅改修 (居宅生活動作補助用具) 問 社会福祉課 障がい福祉係 内線312

① 介護保険対象外の方

身体障害者手帳をお持ちの下肢、体幹又は乳幼児以前

の非進行性の脳病変による運動機能障がいのある障がい3級以上の方又は同程度の障がいを有する難病患者等が対象です(ただし、特殊便器への取替は上肢2級以上又は同程度の障がいを有する難病患者等)。

助成額は所得状況により異なりますが、20万円が限度です。

※工事前に担当者にご相談ください。



② 介護保険対象者の方 (要介護又は要支援と認定された方)

介護保険サービスに同様の改修サービスがありますので、詳しくは、介護課にお問合せください。

(2) 重度障がい者等住宅設備改良 問 社会福祉課 障がい福祉係 内線312

重度の障がいのある方(児童)で、既存住宅の浴室、便所、玄関、台所、廊下その他住宅設備を障がいのある方に適するように改造する工事です。支給要件、支給限度額、所得に応じた自己負担があります。

※工事前に担当者にご相談ください。

◆補助限度 80万円

| ひつようしょるいどう 必要書類等 | |
|-----------------------------|------------------------------|
| いんかん 印鑑 | みつもりしょ 見積書 |
| じゅうたくせつび 重度障害者住宅設備改良等申請書 | こうじまえ 工事前の写真(改良箇所がわかるように) |
| しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳 | りつめんず 立面図・平面図 |

(3) 天井走行式移動リフトの設置助成 問 社会福祉課 障がい福祉係 内線312

重度の障がいがある方が居住する、室内空間などの移動をキャリアにします。

対 下肢又は体幹機能障がい2級以上で移動が困難である方で、児童を含みます
かつ65歳未満の者

◆対象範囲

屋外にある設備は対象外。対象者本人が所有する住宅に限らない。

◆補助限度額

限度額100万円、住宅設備改良、天井走行式移動リフト及び環境制御装置を併せて行う場合は、それぞれの補助限度額を加算することができます。所得に応じた自己負担金があります。



| ひつようしょるいとう 必要書類等 | |
|---|--|
| いんかん 印鑑 | みつちりしょ 見積書 |
| じゅうどしゅうがいしゅうたくせつひかいりょうとうしんせいしよ 重度障害者住宅設備改良等申請書 | こうじまえしゃしんかいりょうかしよ 工事前の写真（改良箇所がわかるように） |
| しんたいしゅうがいしゃてちょう 身体障害者手帳 | りつめんずへいめんず 立面図・平面図 |

(4) 環境制御装置の設置助成 問 社会福祉課 障がい福祉係 内線312

重度の障がいがある方で、対象者が残存機能を利用して身の周りの電気製品や住宅設備などを電氣的に遠隔操作するために設置します。

対 四肢機能障がい2級以上で移動が困難である方（児童は含みません）

◆対象範囲

屋外にある設備は対象外。対象者本人が所有する住宅に限らない。

◆補助限度額

限度額60万円、住宅設備改良、天井走行式移動リフト及び環境制御装置を併せて行う場合は、それぞれの補助限度額を加算することができます。所得に応じた自己負担金があります。

| ひつようしょるいとう 必要書類等 | |
|---|----------------------------|
| いんかん 印鑑 | しんたいしゅうがいしゃてちょう 身体障害者手帳 |
| じゅうどしゅうがいしゅうたくせつひかいりょうとうしんせいしよ 重度障害者住宅設備改良等申請書 | みつちりしょ 見積書 |